

爆音機の設置及び取り扱いに関するガイドライン

1 背景

- 野生鳥獣による農作物被害は、毎年県内で発生し問題となっている。
- 鳥獣害防止対策として種々の技術が試みられてはいるが、比較的安価で、取り扱いの容易な爆音機を使用する農家が依然として認められる。
- 設置場所の近隣住民から、例年爆音機の騒音に対して苦情が寄せられている。

2 策定にあたっての基本認識

このガイドラインは、住民の生活環境への影響を最小限に防止できるよう、鳥獣対策のための爆音機の設置及び取り扱いについての基準を設定し、農業者がこれを自主的に遵守することを目的とする。

3 対象

県内において、近隣に住宅地等がある農地に設置する鳥獣害防止対策用爆音機を対象とする。

4 遵守事項

- 鳥獣対策のための爆音機については、代替技術（別表）を利用し、その使用を見合わせる。
- やむを得ず使用する場合には、地域住民への騒音による迷惑を十分考慮し、以下の点に注意する。
 - ①各地域において、野生鳥獣の被害のある期間で必要最小限の期間のみに使用する。
 - ②早朝、夜間は使用しない（日没時後1時間から日の出時前1時間までは使用しない）。
 - ③直近の住宅の敷地境界において、70デシベルを超えないようにする。
 - ④できるかぎり、爆発音の間隔をあけて設定する。

5 事後対応

周辺住民から爆音機の騒音に対して苦情のあった場合、市町村及び各農務事務所は当該ガイドラインが遵守されているか否かを確認し、必要に応じ使用に対し指導を行う。

※ 本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すこととする。

平成16年 9月 山梨県農政部
平成19年11月 一部改訂
令和 3年 5月 一部改訂

(別 表)

鳥害対策

対策	果樹		穀類	野菜
	ブドウ	立木		
防鳥網	◎	○	◎	○
テグス	○～△	○～△	○～△	○～△
黒色防鳥糸	○	—	○	○
防鳥（反射）テープ [°]	△	△	△	△
吹き流し	△	△	△	△
C D ・ 鏡 等	△	△	△	△

◎確実に効果あり ○効果あり △効果は見られるが慣れが出る —設置が困難

- ・防鳥網：スズメ用 20mm目、ヒヨドリ・ムクドリ用 30mm目、カラス用 75mm目を使用。収穫物を完全に遮断すれば効果は確実である。
- ・テグス：果樹ブドウにおいては棚上に支柱を立て、立木においては、支柱や吊り棚を利用、効果により密度を変える。
- ・黒色防鳥糸：黒く着色した極細ステンレスあるいはナイロン製の防鳥糸（商品あり）。カラス等の大型の鳥を高い確率で防止する。ただし大型の鳥以外はテグスと同レベルの効果に止まる。黒糸が見えにくいことでカラス等の衝突を誘発、以後その畑を避けるようになる。カラス対策としては、ブドウ棚では棚上約 1.7mの位置で幹線の真上に水平に、また野菜では高さ 3mの位置に 2.5m以下の間隔で格子状に水平にはることで効果を発揮する。
- ・防鳥テープ・吹き流し・C D等：慣れによる効果低下が認められた場合は、周囲で取り組んでいない技術などを考慮し、ローテーションする。

獣害対策

対策	イノシシ	サル	クマ	シカ
電気柵	◎	◎	◎	◎
侵入防止柵（非電気柵）	◎	×	×	◎
トタンを木に巻き付ける	×	△	○	×

◎確実に効果あり ○効果あり △効果は小さい ×効果なし

- ・電気柵：有効な電圧（4000V、サルは 1 万 V 程度）を確保し、完全に包囲する。柵高は、イノシシ、クマは 40～70cm、サル、シカは 200cm 以上。
※総合農業技術センターセンターのホームページ「獣堀くんライトのつくりかた」参照。
- ・侵入防止柵：トタン板、ワイヤーメッシュ等で完全に包囲する。柵高は、イノシシ 150cm、シカ 230cm 以上。